

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく解剖の実施要領の制定について（例規通達）

（平成25年3月26日）

（栃捜一第2号）

解剖については、これまで刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき裁判官の発する鑑定処分許可状を得て行う司法解剖並びに死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）及び承諾解剖実施要綱（平成9年3月24日付栃捜一第3号例規通達）に基づき遺族の承諾を得て行う承諾解剖をそれぞれ必要に応じて実施しているところである。

今般、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）が平成25年4月1日に施行され、同法に基づく解剖が新たに実施されることから、その実施要領を別添のとおり制定し、平成25年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく解剖の実施要領

### 第1 目的

この要領は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第6条第1項に基づく解剖（以下「調査解剖」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 解剖対象死体発見時の措置

- 1 警察署長は、死因・身元調査法第4条第2項の規定による検査を行ったときは、調査解剖の要否を判断し、その必要があると認めたときは、速やかに刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- 2 刑事部捜査第一課検視官は、調査解剖の要否判断に関し、警察署長に対して、必要な意見を述べるものとする。

### 第3 遺族に対する説明

- 1 警察署長は、調査解剖を行おうとするときは、死因・身元調査法第6条第2項に基づきあらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がいないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族へ

の説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 説明する遺族の範囲は、配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族のほか、死体を引き渡すことが適当と認められる者とする。

#### 第4 解剖の手続

- 1 警察署長は、遺族に対して調査解剖が必要である旨を説明したときは、遺族説明実施結果報告書（別記様式第1号）を作成し、調査解剖申請書（別記様式第2号）に添付の上、捜査第一課長を経由して本部長に申請するものとする。
- 2 捜査第一課長は、警察署長から調査解剖の申請があったときは、速やかに調査解剖の委託先を選定し、警察署長に通知するものとする。
- 3 通知を受けた警察署長は、指定された医師に対し、調査解剖委託書（別記様式第3号）により調査解剖を委託するものとする。

#### 第5 解剖の立会い

調査解剖には、警察本部の関係所属職員及び警察署の関係職員が立ち会うものとする。

#### 第6 司法解剖への移行

警察署長は、調査解剖中に死体が犯罪に起因する疑いがあるものと認めたときは、直ちに司法解剖に移行する手続を執るものとする。

#### 第7 解剖結果の報告

警察署長は、調査解剖を実施したときは、本部長に対し、速やかにその結果を調査解剖実施結果報告書（別記様式第4号）により報告するとともに、解剖を実施した医師から調査解剖結果回答書（別記様式第5号）を受領し、その写しを捜査第一課長に送付するものとする。

#### 第8 調査解剖業務委託料

警察署長の委託に基づき調査解剖を実施した機関に対しては、調査解剖業務委託料を支払うものとする。

#### 第9 調査解剖に関する事務

調査解剖の業務委託等に関する事務は、刑事部捜査第一課において行うものとする。

#### 第10 その他

この要領に定めるもののほか、調査解剖の実施についての必要な事項は、捜査第一課長が定めるものとする。